

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第65号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 既存の建築物の活用及び維持保全を更に図るため、地区計画の区域内における建築物の制限に関する規定を適用しない場合として、新たに既存の建築物の用途の変更をする場合を加えることとしました。
- 2 市長が建築物の敷地面積の制限に関する規定の適用除外に係る許可をする場合に、京都市建築審査会の同意を得なければならないこととしました。

この条例は、平成30年3月29日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、京都市建築審査会の同意を得なければならない。

第9条中「又は大規模の模様替え」を「、大規模の模様替え又は用途の変更」に改め、「第4号」の右に「並びに第87条第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)